

公社債投資家別売買高

<統計の目的>

広く一般の皆様にご理解いただく指標の一つとして、公社債の売買の状況について、売買の主体である投資家別に区分し、公表しています。

<用語の定義>

- ・「都市銀行（長信銀等を含む）」とは、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行のほか、本統計上は新生銀行、あおぞら銀行をいいます。
- ・「地方銀行」とは、全国地方銀行協会に加盟する銀行をいいます。
- ・「投資信託」とは、本統計上は投資信託の受益証券を発行し、設定・運用する投資信託委託会社と、信託銀行の投資信託分をいいます。
- ・「信託銀行」とは、銀行法に基づく免許を受け、かつ、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）により信託業務の兼営の認可を受け、信託銀行という商号を用いて業務を営んでいる金融機関をいいます。本統計上は信託銀行の投資信託分は「投資信託」として計上し、本区分から除きます。
- ・「農林系金融機関」とは、農林漁業金融を主な業務とする金融機関で、単位農業協同組合・漁業協同組合のほか、各都道府県において、金融を行う信用農業協同組合連合会・信用漁業協同組合連合会、保険等の共済事業を行う共済農業協同組合連合会・共済漁業協同組合連合会、農林漁業系統金融機関の中央機関である農林中央金庫、共済事業の中央機関である全国共済農業協同組合連合会・全国共済水産業協同組合連合会等について本区分で集計しています。
- ・「第二地銀協加盟行」とは、第二地方銀行協会に加盟する銀行をいいます。
- ・「信用金庫」とは、信用金庫法に基づき設立された、会員の出資による協同組織の地域金融機関をいいます。本統計上は信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫も本区分に計上しています。
- ・「その他金融機関」とは、上記のいずれの区分にも属さない下記の金融機関をいいます。商工組合中央金庫、信用組合・同連合会、労働金庫・同連合会、日本政策金融公庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行、証券金融会社、短資会社、投資顧問会社、在日外国銀行、沖縄振興開発金融公庫、新銀行東京、その他国内銀行（インターネット専業銀行）

等をいいます。

- ・「生保・損保」とは、生命保険業又は外国生命保険業の免許を付与された生命保険会社及び損害保険業又は外国損害保険業の免許を付与された損害保険会社をいいます。
- ・「官公庁共済組合」とは、国家公務員共済組合・同連合会、地方公務員共済組合・同連合会のことをいいます。
- ・「事業法人」とは、株式会社、従業員持株会のことをいいます。
- ・「その他法人」とは、株式会社、投資法人及び特別目的会社を除く各種法人等のことをいいます。
- ・「外国人」とは、外国政府、外国政府機関、外国銀行、外国その他の金融機関、国際金融機関、外国年金基金、外国法人、外国個人、現地法人等すべての非居住者のことをいいます。
- ・「個人」とは、本邦内に居住する個人のことをいいます。
- ・「その他」とは、日本銀行、政府、地方公共団体、官公庁の外郭団体、政府関係機関、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険（旧日本郵政公社）等のことをいいます。
- ・「債券ディーラー」とは、証券会社ディーラー（外国証券会社を含みます）、金融機関ディーラーのことをいいます。

<作成方法>

協会員からの当月中に取り扱った公社債の一般売買分（現先（条件付売買）を除き、国債の発行日前取引を含みます）の状況についての報告を基に、集計しています。

※特別会員については、登録金融機関業務にかかる取扱いについてのみ報告を求めています。

<利用上の注意>

- ・売買高は「約定」ベースにより集計しています。
- ・売買高は各投資家を主体に集計しております。

- ・「債券ディーラー」に区分される売買高は会員（証券会社）及び特別会員（登録金融機関業務に係る取扱いのみ）の売買高です。
- ・引受高・売出高及び募集・売出しの取扱高（国債の新型窓口販売方式を含む）は、集計対象外です。
- ・利付金融債の新発債について、発行金融機関から買取った場合（買い約定した場合）は、当該発行金融機関が属する投資家区分の売却欄にその買取額を集計しています。
- ・超長期国債、長期国債、中期国債、国庫短期証券を公募入札により落札した場合は、その額を「その他」の売却欄に集計しています。
- ・日本銀行等のオペレーション（売りオペレーション、買いオペレーション）により落札した場合は、その落札額をそれぞれ「その他」の売却欄、買入欄に集計しています。

<公表時期>

原則として毎月 20 日に、本協会ホームページにて公表いたします。

<お問い合わせ先>

公社債・金融商品部 市場統計業務室 （TEL:03-3667-8483）

この解説資料は、本協会が提供している統計情報を一般の皆様が利用するに当たり、統計情報に用いられている用語等について理解を進めるための一助として分かりやすく説明したものであり、必ずしも法令・諸規則等における定義等に基づくものではありません。